

## 箱根町行財政改革有識者会議の役割、会議運営について

### 1 箱根町行財政改革有識者会議の概要

#### (1) 会議の位置づけ

箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、有識者等の意見を聴取し、町政に反映することを主な目的として、条例に定められた行財政改革に係る附属機関です。

#### (2) 会議の役割

有識者会議は、次に掲げる事項について、町が作成する行財政改革に関する資料等に基づき、意見を述べ、必要な助言、提言等を行っていただきます。

- ① 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。
- ② その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

#### (3) 委員の構成等

委員は、行財政改革に優れた識見を有する委員6名から構成するものとし、その任期は、2年とします。

有識者会議では、委員の中から1名座長を置きます。座長には、会議の議長を務めていただきます。

### 2 箱根町行財政改革有識者会議の運営について

#### (1) 会議の公開等

有識者会議については、「箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定に基づき、次のとおりとします。

- ① 会議の傍聴については、要綱第2条第3号の「会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき」に該当することとし、当面は、会議の公開を行わないものとします。
- ② 会議録については、要綱第7条の規定に基づき、町ホームページ等により、会議資料とともに公開するものとします。

#### (2) 会議の進行

有識者会議については、会議録の作成等を考慮し、マイク機能を備えた音声認識システムを利用します。

○箱根町附属機関設置条例（抄）

令和元年12月23日  
条例第17号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

（委任）

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（箱根町総合計画審議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 箱根町総合計画審議会条例（昭和42年箱根町条例第3号）
- (2) 箱根町公営事業計画審議会条例（昭和38年箱根町条例第15号）
- (3) 箱根町特別職報酬等審議会条例（昭和40年箱根町条例第4号）
- (4) 箱根町水道事業運営協議会条例（昭和39年箱根町条例第10号）
- (5) 箱根町下水道運営協議会条例（平成13年箱根町条例第15号）
- (6) 箱根町消防審議会条例（昭和44年箱根町条例第14号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和5年10月19日条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内
	箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査審議すること。	9人以内

箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
箱根町公営事業計画審議会	観光資源の保護とその適性利用そのほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額について調査審議すること。	7人以内
箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する必要な事項について調査審議すること。	11人以内
箱根町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	12人以内
箱根町町営住宅入居者選考委員会	箱根町町営住宅条例(平成9年箱根町条例第14号)に基づき、入居者の選考について調査審議すること。	8人以内
箱根町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	14人以内
箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画・食育推進計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
箱根町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害について調査審議すること。	7人以内
箱根町水道事業運営協議会	水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町下水道運営協議会	下水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	7人以内
箱根町消防審議会	消防組織機構その他消防行政に関する必要な事項について調査審議すること。	9人以内

○箱根町行財政改革有識者会議規則（抄）

令和2年3月26日  
規則第5号

（趣旨）

第1条 この規則は、箱根町附属機関設置条例（令和元年箱根町条例第17号）第2条の規定に基づき設置された箱根町行財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）の所掌事務、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、町長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

（1） 行財政改革に係る計画の策定及び進行管理に関すること。

（2） その他行財政改革の推進に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

（委員）

第3条 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、行財政改革に優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

（座長）

第4条 有識者会議に座長を置き、委員のうちから町長が指名する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○箱根町附属機関等の会議の公開に関する要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、町政への町民参画の促進及び公正で透明な開かれた町政の実現を図るため、箱根町附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成15年12月5日）第7条の規定に基づき、附属機関等の会議の公開等について必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の基準）

第2条 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき。
- (2) 箱根町情報公開条例（平成15年箱根町条例第14号。以下「条例」という。）第5条に規定する非公開情報として認められる事項について審議等を行うとき。
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

（会議の公開又は非公開の決定）

第3条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、附属機関等の長が当該会議に諮って行う。

2 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議録等の作成）

第7条 附属機関等の長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後14日以内に（閉庁日の場合はその翌日）会議録又は会議結果概要報告書（以下「会議録等」という。）を作成しなければならない。

2 附属機関等の長は、会議に付した資料があるときは、会議録等に当該会議の資料を添付しなければならない。